

インボイス制度解説セミナー

知っておかないとまずい！手遅れになるまえに！！

令和5年10月から消費税の仕入税額控除に関する制度として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されます。インボイスの交付を行うことができるのは、適格請求書発行事業者に限られ、そのためには登録申請が必要となり、すでに昨年10月からその受付が開始されています。

また、仕入先や発注先が免税事業者の場合は、仕入控除ができなくなり消費税の負担額が増える場合があるなど、多くの事業者に影響があり、早めの準備が必要です。

当日は、税理士による制度実施による事業への影響や、制度開始までに準備しておくポイント等を分かりやすくご説明させていただきますので、是非ご参加ください。

日 時： 令和4年6月9日(木)
 (第1部) 16:00 ~ 17:30
 (第2部) 18:30 ~ 20:00
 ※講演内容は同じです。

第1部と第2部の講演内容は同じです。ご希望される時間帯を一つ選択ください。

場 所： 広川町産業展示会館 2階 大ホール

費 用： 無料

講 師： 塩塚税理士事務所 税理士 塩塚 修 氏

申込方法： 下記をご記入の上、FAXにて商工会へお申し込み下さい。

« 主な講演内容 »

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①インボイス制度の概要 | ④適格請求書事業所の登録申請について |
| ②適格請求書の記載事項 | ⑤商取引における注意点 |
| ③売り手・買い手の留意点 | など… |

【申込先】 広川町商工会 行

【FAX】 0943-33-1068

事業所名			
参加者名		電話番号	
希望時間に ○をつけてください。	①第1部 16:00~	②第2部 18:30~	

※本セミナーは経営に重要な改正に係る内容ですので非会員事業者も参加可能です。

申込締切：6月6日(月)必着（締切延長しました）